

# どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第9回



税理士 友松 悦子

**税理士** ● 今回は、平成35年（2023年）10月1日から導入される、いわゆる「インボイス制度」の請求書や領収書の記載事項について説明しますね。

**社長** ● インボイスって聞いたことがあります！

**税理士** ● はい、すでに海外では広く導入されていますね。日本型インボイス制度の正式名称は「適格請求書等保存方式」といい、右図の事項を記載する必要があります。平成31年（2019年）10月1日から導入される「区分記載請求書」との違いで特に注意すべきところは、適格請求書発行事業者として登録をして、その登録番号を適格請求書に記載しなければならない点です。また、適格請求書発行事業者は軽減税率の対象品目の販売の有無にかかわらず、買い手から求められた場合は適格請求書を交付しなければなりませんし、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられています。

**社長** ● なるほど。

**税理士** ● 請求書等の様式を変更する際は、区分記載請求書ではなく適格請求書の記載事項に合わせた方が、後で便利です。

**社長** ● よく見ると、スーパー等は「適格簡易請求書」というものでもいいんですね。

**税理士** ● はい。不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等に該当する場合は、「適格簡易請求書」の発行が可能です。ちなみにこれらの請求書は、事業者の特定ができるなら、スーパー名などの屋号の記載でも大丈夫です。

## 《ポイントの整理》

- ★平成35年（2023年）10月1日からは、決められた事項を記載した「適格請求書」を発行することとなる。
- ★買い手から求められた場合は適格請求書を交付することと、交付した適格請求書の写しの保存が義務付けられている。
- ★不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等は、適格簡易請求書の発行が可能。
- ★事業者の特定ができるなら、スーパー名などの屋号の記載でもOK。

適格請求書	適格簡易請求書※
① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率	⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

請求書	スーパー																																																			
<p>請求書</p> <p>11月分 131,200円</p> <table border="1"> <tr><th>日付</th><th>品名</th><th>金額</th></tr> <tr><td>11/1</td><td>魚 ※</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>11/1</td><td>豚肉 ※</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>11/2</td><td>タオルセット</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>120,000円</td><td>消費税 11,200円</td></tr> <tr><td>10%対象</td><td>80,000円</td><td>消費税 8,000円</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td>40,000円</td><td>消費税 3,200円</td></tr> </table> <p>※ 軽減税率対象</p>	日付	品名	金額	11/1	魚 ※	5,000円	11/1	豚肉 ※	10,000円	11/2	タオルセット	2,000円	合計	120,000円	消費税 11,200円	10%対象	80,000円	消費税 8,000円	8%対象	40,000円	消費税 3,200円	<p>スーパー</p> <p>領収証</p> <table border="1"> <tr><th>品名</th><th>数量</th><th>金額</th></tr> <tr><td>ヨーグルト※</td><td>1</td><td>¥108</td></tr> <tr><td>カップラーメン※</td><td>1</td><td>¥216</td></tr> <tr><td>ペットフード</td><td>1</td><td>¥550</td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td>¥874</td></tr> <tr><td>8%対象</td><td></td><td>¥324</td></tr> <tr><td>10%対象</td><td></td><td>¥550</td></tr> <tr><td>消費税額</td><td></td><td>¥50</td></tr> <tr><td>お預り</td><td></td><td>¥1,000</td></tr> <tr><td>お釣</td><td></td><td>¥126</td></tr> </table> <p>※ 軽減税率対象</p>	品名	数量	金額	ヨーグルト※	1	¥108	カップラーメン※	1	¥216	ペットフード	1	¥550	合計		¥874	8%対象		¥324	10%対象		¥550	消費税額		¥50	お預り		¥1,000	お釣		¥126
日付	品名	金額																																																		
11/1	魚 ※	5,000円																																																		
11/1	豚肉 ※	10,000円																																																		
11/2	タオルセット	2,000円																																																		
合計	120,000円	消費税 11,200円																																																		
10%対象	80,000円	消費税 8,000円																																																		
8%対象	40,000円	消費税 3,200円																																																		
品名	数量	金額																																																		
ヨーグルト※	1	¥108																																																		
カップラーメン※	1	¥216																																																		
ペットフード	1	¥550																																																		
合計		¥874																																																		
8%対象		¥324																																																		
10%対象		¥550																																																		
消費税額		¥50																																																		
お預り		¥1,000																																																		
お釣		¥126																																																		

(出典：国税庁「消費税軽減税率制度の手引き 平成30年8月版」より抜粋)

## Communication

\* あなたの学習スタイルに合わせて選べる「コース」と「セレクト」\*

### 実力派を目指すあなたのための—— 納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは各納税協会のホームページ をクリック!  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

#### 通信コース・セレクト

- 通信コース
- e-通信コース(※)
- 通信セレクト
- e-通信セレクト(※)

※ 受講にはWindows/パソコンでのインターネット接続が必要です。

1. いつからでも受講できます
2. 実務知識を重点に編集された全6科目・7分冊のテキスト
3. 担当スタッフには、司法書士・会計士・税理士・社労士等の専門家を揃えています
4. 「コース受講者」には、修了証を授与します(修了要件はコースにより異なります。)
5. 通信セレクト、e-通信セレクトでは、学習したい科目のみ選んでの学習が可能

**履修科目** ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務  
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

受講料(消費税込)	通信コース・e-通信コース(納税協会会員)	一般
	52,920円	63,720円
	// (一)	63,720円
	通信セレクト・e-通信セレクト(納税協会会員)	10,800円(※)
	// (一)	12,960円(※)

※ 履修科目①～⑥の1科目についての受講料です。  
通信セレクト・e-通信セレクトでは、学習したい科目を1～3科目まで選んでいただけます。

◆ 2019年度講義コース「大阪教室」、「京都教室」は12月下旬より申込受付開始予定です。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部  
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)  
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

#### 新刊書のご案内

**平成30年11月改訂**  
**資産税の取扱いと申告の手引**  
Web版サービス付き  
〈譲渡所得・山林所得/相続税・贈与税・財産評価〉  
資産税関係の法令・最新通達から諸様式の記載例までその取扱いの全容を正確に、かつ、広く理解できるよう各項目を体系的にまとめた実務家必携書。  
福居英雄・井上浩二 編  
■B5判1,624頁/定価:本体4,600円+税

**平成30年10月改訂**  
**相続税・贈与税取扱いの手引**  
Web版サービス付き  
相続税・贈与税に関する最新の法令通達を原文のまま収録し、有機的関連のもとに配列。また関係様式を適宜の箇所に配置し、一覧性に主眼を置いて編集した実務家必携の手引書。  
浜野靖史 編  
■B5判1,808頁/定価:本体4,800円+税

**平成30年11月改訂**  
**資産税実務問答集**  
資産税関係(相続税・贈与税及び譲渡所得など)に関する取扱いについて、最新の法制改正事項等を織り込み、平易な「問答式」で解説。  
福居英雄・井上浩二 編  
■A5判808頁/定価:本体3,400円+税

**平成30年11月改訂**  
**所得税実務問答集**  
所得の種類別に課税方法や税額の計算、各種の所得控除・税額控除、申告納付などの仕組みについて、計算例や図解等を交えた問答形式で解説。  
馬場則行 編  
■A5判896頁/定価:本体3,400円+税

**平成30年11月改訂**  
**減価償却実務問答集**  
最新の法令・通達及び豊富な事例に基づき、法人の減価償却にまつわる実務をQ&A方式で解説。  
後藤加寿弥 編  
■A5判640頁/定価:本体3,000円+税

**平成30年11月改訂**  
**図解と個別事例による株式評価実務必携**  
相続税及び贈与税の申告にあたっての株式の評価方法を定めた「財産評価基本通達」において、特に難解な取引相場のない株式の評価方法を中心に、具体的な図解と事例の構成で詳細解説。  
井上浩二 編  
■B5判352頁/定価:本体2,600円+税

◆お求めはお近くの納税協会へ